

広報しもいち

6

2024年
No. 721

SHIMOICHI

シャクヤク

📷 平原シャクヤクガーデン

2

5/7

シャクヤクガーデンオープン

下市町平原にある約2ヘクタールの花畑「シャクヤクガーデン」が、5月7日から15日までオープンされ、町内外から多くの方が来場されました。

11日(土)・12日(日)は、下市町観光協会・下市町商工会の物産販売会も開催され、下市町特産の割箸や木工製品、飲む酢などが販売されたほか、子どもお菓子づくりイベントも行われました。

来場された方々は、約4万株植えられた色とりどりのシャクヤクの鑑賞や、イベントなどを楽しまれました。



6月から下市町健康ステーションに 新たな健康機器が設置されました

～ あなたの若々しさをチェック？！（終末糖化産物測定器）～

わずか12秒で体の中にある老化物質を測定する機械を新たに購入しました。

4月28日(日)ならコープ下市ステーション3周年イベントでも多くの方に受けていただいたところ、機械の上に腕を置くだけで測定ができる手軽さに、たいへん好評でした。

今後は、ステーション内に設置します。健康チェックにご活用ください。



※ AGEs の形成と蓄積は慢性的な健康問題を引き起こす重要な要因となり得ます。特に 糖尿病、心血管疾患、腎疾患、骨粗鬆症などのリスクが高まるため、健康管理においては AGEs の生成を最小限に抑えることが推奨されています。

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税(※)および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者
- ◆均等割のみ課税となる方、住民税非課税の方は対象外です。

減税額

- (本人+配偶者を含む扶養親族)×1万円
- ◆定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ◆令和6年度(令和5年中)の住民税の合計所得金額が1,000万円を超える方の配偶者分の減税額は、令和7年度の所得割から控除します。

減税の実施方法

- ①給与からの特別徴収(給与天引き)の方
令和6年6月分は特別徴収を行わず、減税後の税額を11分割して令和6年7月～令和7年5月の給与から徴収します。
◆定額減税の対象とならない方は、通常通り6月分から特別徴収を行います。
- ②普通徴収(納付書や口座振替等)の方
第1期分の税額から減税します。減税しきれない場合は第2期以降の税額から減税します。
◆①と②のどちらの徴収方法も適用される方は①により減税が実施されます。

定額減税額や各期の徴収額については、特別徴収税額通知書又は納税通知書で確認することができます。

給与からの特別徴収の方は令和6年5月に事業所に対して特別徴収税額通知書が、普通徴収の方は令和6年6月に納税通知書が送付されます。

※令和6年分の所得税についても、令和6年分の所得税にかかる合計所得金額が1,805万円以下である所得税納税者について、以下のとおり定額減税が実施されます。

- (本人+配偶者を含む扶養親族)×3万円

所得税の定額減税の詳細については国税庁ホームページ

「定額減税特設サイト」にてご確認をお願いします。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>



問 税務課 ☎ 68-9066 (直通)

下市町保健センターからのお知らせ

所 下市町保健センター

事業名	日にち	受付時間	対象者・内容等
子育て相談 (個別)	6月21日(金)	事前申し込みが必要です	発育や食事について、お悩みごとのある方や身体計測だけ希望の方もお越しください。 相談内容によって保健師や栄養士がお伺いします。

申・問 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9064 (直通)

児童手当・特例給付受給者の方へのお知らせ

児童手当は、中学校卒業（１５歳の誕生日以後の最初の３月３１日まで）の児童を養育している人に支給する手当です。出生や転入などにより受給資格が生じた場合、支給を受けるには認定請求の手続きが必要です。また、特例給付とは所得制限を超えている場合に給付される児童手当のことです。

※令和５年度から、支給決定通知書を送付していませんのでご了承ください。

※令和６年１０月１日から、児童手当の制度が一部変更になります。

- ・変更点（所得制限の撤廃、支給対象児童を高校生年代まで拡大、年６回の支払等）制度改正後の手続き等については、詳細が決まり次第、随時お知らせします。

※児童手当現況届は、令和４年度から不要となりましたが、下記の方は必要となりますので、該当される方は、健康福祉課までご連絡ください。

- ①支給要件児童の戸籍・住民票が下市町にない方 ②離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ③ＤＶ避難などにより下市町に住民票がない方 ④その他、下市町から提出の案内があった方

問 健康福祉課 ☎ ６８－９０６９（直通）

特定健診・後期高齢者健康診査のご案内

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します。

今も、これからも、元気で過ごすために年に１度は健診を受診しましょう。

- 対 国民健康保険に加入している４０歳～７４歳の方 ※６月中旬頃に受診券を発送予定
後期高齢者医療保険に加入している方 ※５月に対象者の方へ受診券を発送済み
◎健診を受ける際、**受診券**が必要になりますので、大切に**保管**してください。

【有効期限】 令和７年２月２８日（金）まで

【自己負担金】 無料

【受診方法】 〈個別健診〉 直接、かかりつけ医や医療機関を予約して受診する。

〈集団健診〉 下市町実施の集団検診を下記の申込み先に予約して受診する。

【集団健診実施日】 ７月１３日（土）、９月６日（金）、１０月１５日（火）、１１月２日（土）

【集団健診申込先】 健康福祉課 保健予防係 IP ６８－９０６４（直通）

問 健康福祉課 保健予防係 IP ６８－９０６４（直通）

５月３１日から６月６日は「禁煙週間」です

禁煙、はじめてみませんか？

たばこは脳卒中や虚血性心疾患などの循環器疾患や慢性閉そく性肺疾患や結核などの呼吸器疾患、糖尿病や歯周病など多くの病気と関わりがあります。

「自分は大丈夫」と安易に考えていませんか？

あなたの健康はあなたでしか守れません。この機会に禁煙について考えましょう。



問 健康福祉課 保健予防係 IP ６８－９０６４（直通）

『がん検診を受けましょう』

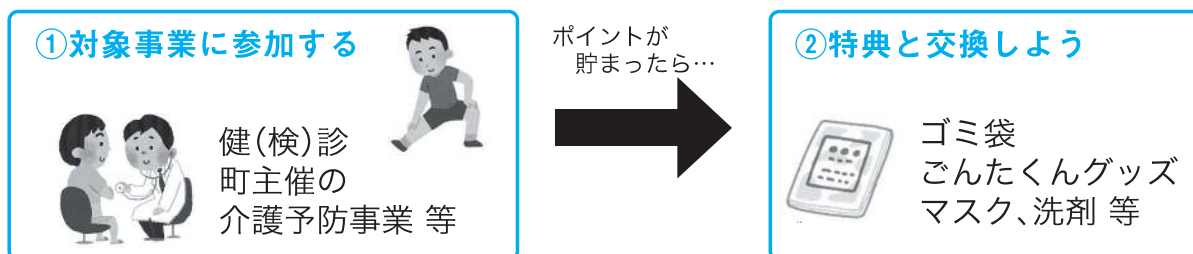
検診内容	日 付	受付時間
胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診 歯科検診・特定検診	7月13日(土)	8:30～11:00
肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診 子宮がん検診・ 骨密度検査 ← NEW		13:00～15:00
胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診 特定健診	9月6日(金)	8:30～11:00
肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診 子宮がん検診・ 骨密度検査 ← NEW		13:00～15:00

- ・受付は時間を区切り案内させていただきます。
- ・申し込みは先着順です。人数が上限になると申し込みができなくなる可能性がありますので、お早目にご予約ください。
- ・乳がん、子宮がん検診は2年に1度となります。

申・問 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9064 (直通)

がん検診や特定健診を受けて ためよう！下市町ごんたくん健康ポイント

ポイントをためると特典と交換できます



※ポイントカードに有効期限はありません

がん検診無料クーポン券で受診しましょう

4月26日時点で町に住民登録のある女性を対象に、無料クーポンを郵送しています。
受診医療機関、受診方法などはクーポン券に同封のチラシ、町のホームページを確認してください。

子宮頸がん検診	平成15年4月2日～平成16年4月1日
乳がん検診	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日

申・問 健康福祉課 保健予防係 IP 68-9064 (直通)

令和6年度CATV利用促進補助金交付申請について

※毎年申請が必要です

補助対象は下記①②③全てを満たす方（世帯）です

①下市町に住民登録を有する

②こまどりケーブル株式会社のケーブルテレビ基本プラン、または基本プランB Sセットを契約している

③次の㊦または㊧に該当する

㊦生活保護法の規定による生活扶助を受けている

㊧令和6年度住民税非課税世帯で下記のいずれかに該当

70歳以上の単独世帯／70歳以上のみ（複数）で構成する世帯／身体障害者1級・2級／
精神障害者1級／療育手帳A1・A2／視覚障害・聴覚障害者／児童扶養手当受給世帯

（※基準日は令和6年7月1日となり、7月2日以降に該当した場合、その時点で申請可能となります。ただし、申請日を遡及して補助金を交付することはできません。）

補助期間：令和6年8月～令和7年7月利用料分

留意事項

①申請には本紙8ページの申請書をご使用ください。

②申請区分に応じて身障手帳等や療養手帳等の証明書の写しを提出してください。

③世帯構成において、住民登録と生活実態が異なる場合は申請時にお申し出ください。

申請期限：令和6年7月31日（水）※必着

※申込書は8ページ、詳細は9ページにあります

申請・問い合わせ先

下市町役場 総務課 〒638-8510 下市町大字下市1960番地

☎0747-52-0001（代表）IP 0747-68-9060（直通）

※郵送による申請も可能です

※このページを切り取って提出してください

様式第1号（第5条関係）

令和6年度CATV利用促進補助金交付申請書

（※ 毎年申請が必要です）

※太枠のみご記入ください

下市町長 様

令和 年 月 日

申請者（契約者） 〒 —

住所 下市町大字

氏名

TEL

下市町CATV利用促進補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、この申請による補助金の交付請求書及び受領をこまどりケーブル株式会社に委任します。また、課税状況等を照会することを承諾します。

記

補助対象区分

（該当する区分すべて ☒ してください）

☐ 生活保護法の規定による扶助を受けている世帯

☐ 非課税世帯

☐ 70歳以上の単独世帯

☐ 70歳以上のみ（複数）で構成する世帯

☐ 身体障害者1級・2級

☐ 視覚障害・聴覚障害者

☐ 精神障害者1級

☐ 療育手帳A1・A2

☐ 児童扶養手当受給世帯

役場記入欄
※記入しないで
ください

住民登録 あり・なし

該当

非該当

下市町 CATV 利用促進補助金について

下市町 C A T V 利用促進補助金額は以下のとおりです

対 象	補助率（補助額）
生活保護受給世帯	<u>全額補助（補助額 月額 1,650 円）</u>
住民税非課税世帯で【別表】② B 以外のいずれかの要件を満たす世帯	<u>1/2 補助（補助額 月額 825 円）</u>
住民税非課税世帯で【別表】② B に該当する世帯（満 70 歳以上の高齢者のみで構成された世帯）	<u>1/3 補助（補助額 月額 550 円）</u>

【別表】

①生活保護法の規定による扶助を受けている世帯
②住民税非課税世帯で A) 満 70 歳以上の一人暮らしの高齢者世帯 B) 満 70 歳以上の高齢者のみで構成された世帯 C) 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けるものを世帯員とする世帯 D) 身体障害者手帳の交付を受けた視覚又は聴覚障害者を世帯員とする世帯 E) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が 1 級の者を世帯員とする世帯 F) 療育手帳の交付を受け、その程度が A の者を世帯員とする世帯 G) 児童扶養手当の受給世帯

- ・ 補助期間は 8 月分～翌年 7 月分利用料です（毎年申請が必要です）
- ・ 内容を審査し交付が決定いたしましたら後日、決定通知を送付いたします
- ・ 決定した補助金はこまどりケーブル(株)の請求から差引かれます
- ・ 補助金を差引いた金額がこまどりケーブル(株)から請求されます

国民健康保険の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額の改正のお知らせ

令和6年6月から下記のとおり食事療養標準負担額および生活療養標準負担額が変わります。

1. 入院したときの食事代

入院したときの食事代は、一食当たり次の標準負担額を自己負担します。

		令和6年6月から	令和6年5月まで
一般（下記以外の人）		490円(※1)	460円
住民税非課税世帯・ 低所得者Ⅱ(※2)	90日までの入院	230円	210円
	過去12か月で 90日を超える入院(※3)	180円	160円
低所得者Ⅰ(※2)		110円	100円

(※1) 一定の要件（小児慢性特定疾患児童等または指定特定医療を受ける指定難病患者）に該当する場合は280円になります。

(※2) 住民税非課税世帯・低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、上記入院時食事代の適用には「限度額適用・標準負担額減額認定証」の医療機関への提示が必要となります。住民保険課国保窓口まで申請してください。

（マイナ保険証を使用する場合は申請不要です）

(※3) 入院が90日を超える場合は、90日を超えることがわかる領収書を持って住民保険課国保窓口に申請してください。

2. 療養病床に入院する場合

食事代・居住費（光熱水費）の標準負担額

所得区分	一食当たりの食事代 (令和6年6月から)	一食当たりの食事代 (令和6年5月まで)	一日当たりの居住費
一般 (下記以外の人)	490円 ※一部医療機関では 450円	460円 ※一部医療機関では 420円	370円
住民税非課税世帯・ 低所得者Ⅱ	230円	210円	
低所得者Ⅰ	140円	130円	

※ 一部医療機関（入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院時生活療養（Ⅱ）をいう。）を算定する保険医療機関）

問 住民保険課 IP 68-9063（直通）

税理士による無料税務相談

近畿税理士会主催の税理士による無料税務相談会が開催されます。相続税や贈与税、所得税など主に国税についての疑問を解消する機会として、ぜひご利用ください。

相談会については、原則予約制となっているため、前日までに電話にてお申し込みください。（当日でも空きがある場合には前日までの予約なしでも相談を行うことができます。その場合でも電話にて空き状況のご確認をお願いします。）

日 6月14日（金） 13:00～16:00

所 下市町役場1階 第3会議室

【留意事項】 1人あたり30分程度 1回につき4名程度の相談を受け付けます。（先着順）

申・問 税務課 ☎ 68-9066（直通）

町営住宅入居者募集

下記のとおり町営住宅の入居募集をします。申込書のほか案内書類（間取図等）は6月4日（火）から建設課にて配布します。関係書類をご準備のうえ、期日までにお申し込みください。

団地名	型 式	戸 数	家 賃（月額）
青空 団地	3DK	1戸 (3F)	① 21,900円 ② 25,300円 ③ 28,900円 ④ 32,600円 ⑤ 37,300円 ⑥ 43,000円 ⑦ 50,400円
蜻蛉 団地	3DK	1戸 (2F)	① 13,300円 ② 15,300円 ③ 17,500円 ④ 19,800円 ⑤ 22,600円 ⑥ 26,100円 ⑦ 30,500円

★家賃は、基準月収額に応じて7段階となります。

- ① 0円～104,000円 ② 104,001円～123,000円
 ③ 123,001円～139,000円 ④ 139,001円～158,000円
 ⑤ 158,001円～186,000円 ⑥ 186,001円～214,000円
 ⑦ 214,001円～259,000円

※基準月収額が259,000円を超える方は申し込みできません。

【申込受付期間】 6月5日（水）～13日（木） ※土・日・祝日は除く 8:30～17:15
 ※書類審査の都合上、郵送での受付はできません。

【入居予定日】 令和6年8月上旬

【申 請 書 類】 入居申込書（建設課にあります）・住民票謄本（家族全員のもの）・納税証明書
 所得証明書（申請者及び同居予定者の所得のある方すべて）・現住所付近の略図

申・問 建設課 IP 68-9067（直通）

たんぽぽカフェのお知らせ

6月のたんぽぽカフェは「紫陽花のランプ」を工作します。

日 時	場 所	申し込み	お問い合わせ
6月14日（金） 10:00～12:00	下市町交流センター ごんたくんの家	事前申し込み必要	☎54-2107 担当：橋本

臨時たんぽぽカフェのお知らせ

6月は通常のたんぽぽカフェとは別に、奈良女子大学の学生がレクレーションを考案して実施する『臨時たんぽぽカフェ』を開催します。大学生と交流して楽しい時間を過ごしてみませんか。
 ※参加者にはお土産も準備しています。

日 時	場 所	申し込み	お問い合わせ
6月15日（土） 13:30～15:00頃	下市町交流センター ごんたくんの家	事前申し込み必要	☎54-2107 担当：橋本

令和6年度在宅介護を考える集い

☆第1回家族介護者交流会のお知らせ☆

フラワーアレンジメント講師の瀧本宏美さんを迎えて、コサージュとソープフラワーを作ります。
 ※在宅でご家族の介護をされている家族介護者が対象です。

日 時	場 所	申し込み・参加費	お問い合わせ
6月19日（水） 10:00～13:00	下市町交流センター ごんたくんの家	事前申し込み必要 1,500円 材料・昼食代込み	☎54-2107 担当：橋本・増田

シニア県展(第53回奈良県高齢者美術展)出品申し込みについて

- 【出品資格】 県内在住の昭和41年4月1日以前に生まれたアマチュアの方
 【出品部門】 日本画、洋画、書、工芸、写真
 【出品作品】 作品は、出品者により創作されたもので、1部門につき1人1点までとし、未発表のものに限る。
 【出品手数料】 1点 1,000円(振込手数料を除く)
 【出品申込】 シニア県展出品要領による
 【出品申込締切】 7月26日(金)

※ 所定の申し込み用紙及び出品手数料振込み証明が必要です。



- 【所】 大和高田市文化会館(さざんかホール) 展示ホール
 【日】 8月31日(土)～9月4日(水) 9:30～16:00
 【作品講評会】 9月1日(日)
 【表彰式】 9月3日(火)

申・問 健康福祉課 高齢福祉係 IP 68-9065 (直通)

下市町空き家無料相談会in下市温泉ごんたの湯

- 【日】 6月6日(木)・6月20日(木) 14:00～17:00(1組約45分/ご予約優先)
 【所】 下市町伊豆 2189(1階ロビー内)
 【内】 「空き家となった実家、店舗を何とかしたい」、「住んでいる家が将来空き家になりそう」などの空き家に関するいろいろなご相談を承ります。
 【対】 町内に空き家をお持ちの方・町内にお住まいの方
 【主催】 下市町役場 地域づくり推進課・NPO法人空き家コンシェルジュ

問 空き家コンシェルジュ 下市出張所(水～土)
 ☎080-2116-3427(担当/近藤)

はかりの定期検査について

取引や証明に使用する特定計量器(はかり)は、基準に適合した正確なものを使うよう計量法で定められています。しかし、どんなに優れた計量器でも、当初の精度を長く保ち続けるのは困難で、少なからず誤差が生じてきます。

このため計量法では、精度管理のため、商店・スーパー・薬局などで、物品の販売など取引に使用する計量器に、2年に1回の検査を義務づけています。

また、病院・診療所・学校等の健康診断に使用される体重計は、証明における計量器に該当し、同様に定期検査の対象となっています。

町内において次のとおり定期検査を実施しますので、所定の会場にて受検をお願いします。なお、受検に際しては計量器の種類、能力に応じて手数料が必要です。

(1台につき500円～2200円程度)

- 【日】 6月18日(火) 10:00～12:00 および 13:00～15:00
 【所】 運搬が困難なはかりの所在場所
 【日】 6月19日(水) 10:00～12:00 および 13:00～15:00
 【所】 下市町役場

申・問 奈良県産業振興総合センター(計量検定室) ☎0742-30-4705

令和6年度 危険物安全週間 意外と身近な危険物

『次世代へ つなごう無事故と 青い地球』を推進標語に掲げ、6月2日から8日までの7日間を危険物安全週間とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

危険物は、普段何気なく使っている品物の中にも、数多く含まれています。

例えば、『自動車・石油ストーブなどの燃料（ガソリン、軽油、灯油）』

『化粧品・消毒・油性塗料などの原料（アルコール、シンナーなど）』

『花火に使われている火薬（硫黄など）』があります。

これらの家庭内における危険物は、たとえ少量でも使用方法を誤ると、火災や爆発などの危険がありますので、十分に注意して取り扱う必要があります。

（危険物の性質）

- ・ ガソリンまたはコロナ感染防止等のアルコール消毒は、可燃性蒸気が発生しやすく、低い温度でも火がつくため、電気火花等のちょっとした火源にも注意が必要です。
- ・ ヘアースプレーや殺虫剤などは、高温になる暖房器具の前などに置くと爆発する危険があります。

（保管のポイント）

- ・ 容器やふたが破損していないか確認する。
- ・ 容器のふたを確実に閉める。
- ・ 高温になる場所に置かない。
- ・ 子供の手の届かないところに置く。
- ・ 保管量は必要最少限にする。
- ・ 使用中は火気厳禁とし、定期的に換気を行う。



身近にある危険物をより安全に使用するためにも危険物に対する知識を身につけ、不注意による火災や事故を起こさないように、気を引き締めて使用することが大切です。

問 奈良県広域消防組合 下市消防署 ☎ 52-2299

国税職員募集のお知らせ

令和6年度税務職員採用試験

申込受付期間 6月14日（金）～6月26日（水）

（申込みは、原則インターネットで行ってください。）

インターネット申込専用アドレス

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



受験資格・試験日などの詳細については、国税庁ホームページの【お申込みはこちら】

「採用情報」をご覧ください。国税庁ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp>

問 大阪国税局人事第二課（試験係） ☎ 06-6941-5331 または
吉野税務署総務課 ☎ 0746-32-3385 （音声案内に従い「2」を選んでください）



下市温泉秋津荘・明水館・ごんた食堂 営業日のお知らせ

明水館営業時間 11:00～19:00
(受付は18:30まで)
ごんた食堂 (ラストオーダー 18:30まで)
【平日】
11:30～14:00 16:30～19:00
【土・日・祝日】
11:30～19:00
※毎週水・金曜日の16:30～19:00は休業します。
皆さまのご来店お待ちしております！



※写真はイメージです

各種宴会を承っています。
詳細は、ごんた食堂までお問い合わせください。

6月の営業日カレンダー

※○印の日が休館日です。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	③	④	5	6	7	8
9	⑩	11	12	13	14	15
16	⑰	⑱	19	20	21	22
23 30	⑳	25	26	27	28	29

下市温泉秋津荘・明水館

問 ☎ 52-2619 IP 68-9081

吉野三町無料法律相談 〈奈良弁護士会所属弁護士による無料相談〉

日 6月14日(金) 13:00～16:00
所 大淀町役場
申・問 大淀町役場 人権住民保険課
☎ 52-5501 (代表)

法テラス南和法律事務所 〈常駐の弁護士が相談にあたります〉

所 大淀町大字下淵68番地の4やすらぎビル4階
問 ☎ 050-3383-0025
※無料になる場合があります。
まずは電話でお問い合わせを。

中南和法律相談センター無料法律相談 〈県内中南和各地で随時開催しています〉

申・問 奈良弁護士会内 中南和法律相談センター係
☎ 0742-22-2035

消費生活相談

日 毎週木曜日 13:00～16:00
開催日時等は直接お問い合わせください。
所 川上村役場
問 川上村役場 住民課
☎ 0746-52-0111 (代表)

町県民税納付のお知らせ

7月1日(月)は町県民税第1期の納期限です。
納期を守って、納め忘れのないようにお納めください。
※口座振替をご利用の方は7月1日(月)が振替日となりますので、預金残高のご確認をお願いします。
(納税通知書および納付書は6月上旬に発送予定です。)

問 税務課 IP 68-9066 (直通)

経営者の退職金 小規模企業共済制度

国が作った退職金の積立制度です。
月額1,000円から7万円まで自由に設定でき、掛金は所得控除の対象になります。

対 個人事業主、小規模企業の経営者・共同経営者
および役員

申 商工会・金融機関などで加入できます。

問 (独) 中小企業基盤整備機構
☎ 050-5541-7171 (共済相談室)

放送大学 入学生募集のお知らせ

放送大学は、2024年10月入学生を募集しています。

- ・幅広い世代の約8万5千人の学生が、大学卒業や学びの楽しみなど、様々な目的で学んでいます。
- ・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学・心理学など、300以上の授業科目があり、テレビやインターネットで1科目から学ぶことができます。
- ・資料は無料で差し上げています。
- ・出願期間は、第1回が8月31日まで、第2回が9月10日までです。

より多くの方に入学の機会を提供するため、出願期間を2回設けています。教材を受け取る時期などが違ってきますので、第1回での出願をお勧めします。

申・問 放送大学奈良学習センター
☎ 0742-20-7870

社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。

4月1日～4月30日の期間に、次の皆さまから預託をいただきました。

・供養として

井上 久子(下市) 3万円
坂口 昇三(阿知賀) 3万円
村上満貴子(東大阪市) 3万円

・社会福祉として

下市町白菊会(解散) 4万円

「社会福祉協議会へ寄付」

下市町白菊会(解散) 10万円

てんいち先生



相談日のお知らせ

相談内容	相 談 日	時 間	場 所
行政・人権・心配ごと相談 行政相談員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	6月6日(木)	13:00 ～ 15:00	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125
	7月4日(木)		
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 (電話相談も可)	6月20日(木)	15:00	
	7月18日(木)		

下市町立図書館 新着リスト

平野レミの自炊ごはん	平野 レミ	ほたるのよる	谷本 雄治 他
プレゼントでできている	矢部 太郎	レストランのおばけずかん むげんナポリタン	斉藤 洋 他
碧空の音(闇医者おゑん秘録帖 4)	あさの あつこ	怪盗レッド 23	秋木 真 他
spring	恩田 陸	星のカーピブ温泉はいい湯だの巻	高瀬 美恵 他
やさしさを忘れぬうちに	川口 俊和	ごめんねでてこい	ささき みお
薬屋のひとりごと 15	日向 夏	いつかの約束 1945	山本 悦子 他
ビブリア古書堂の事件手帖 2-4	三上 延	ぼくはうそをついた	西村 すぐり 他
三淵嘉子	青山 誠	ノクトドウライオウ 靴ノ往来堂	佐藤 まどか

図書館だより

おはなし会

6月22日(土)

ごで2じ～

場所: えほんコーナー

6月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24	25	26	27	28	29

★○印が休館日です

★開館時間 木曜日～月曜日

9:00～17:00

★開館時間以外は、玄関脇の
返却BOXへお返しく下さい。
(DVD・ビデオテープを除く)

歴代101代64人の総理の偉業・珍業を知れば、日本の歴史と「今」が見えてくる! 就任時の年齢、退陣の理由、出生、キャリア、ライバル、名言、好きなもの、苦手なものなど徹底紹介する。



伊藤 賀一 [著]
KADOKAWA

★アイム総理

下市町立図書館
下市町立図書館
〒68-9080
☎52-1711
P 68-9080

下市町のホームページから蔵書の検索・予約が可能ですので、ぜひご利用ください。

sic テレビガイド

令和6年5月31日～6月30日
放送時間 朝6:30～ 昼12:30～ 夕18:30～ 夜21:00～

吉野三町共同番組 CATVネットワーク5月号 ～お隣の町のちょっと気になる出来事～	5月31日 ～ 6月2日
第3回町議会臨時会	3日 ～ 6日
5月のワイドしもいち（再）	7日 ～ 9日
下市の昔探訪「いつまで残る年中行事」 出演：故 菊田仁郎氏 平成29年6月放送	10日 ～ 13日
ぴかぴかの1年生 ～下市あきつ学園1年生を紹介～	14日 ～ 20日
ワイドしもいち 町内のニュース・話題	21日 ～ 23日
第4回町議会定例会 一般質問	24日 ～ 25日
第4回町議会定例会 議案審議	26日 ～ 27日
第4回町議会定例会 委員会	28日 ～ 30日

*都合により、番組内容・放送時間を変更する場合があります。ご了承ください。

*ごみの分別方法は、5:30、11:30、18:00に放送しています。

*お悔やみ放送は、依頼があった日の17:30～18:20 および20:30～20:45に放送します。

こまどりケーブル に関する問合せは こちら	申込み・契約変更・料金について	ケーブルテレビの操作・不具合について
	日・祝除く 9:00～17:30	年中無休 24時間受付
	0120-667-740	0120-950-144

地域振興券（ごんたくん振興券）の配布について

下市町では、食料品価格等の物価高騰経済対策として地域振興券（ごんたくん振興券）配布事業を実施しています。事業内容は、下記のとおりです。

- ① 令和6年3月1日時点で下市町に住民登録のある方で、郵送できる方を対象
1人 500円券×10枚 計5,000円分を配布
- ② 使用期間 令和6年5月1日～令和6年7月31日（3ヶ月）
- ③ 使用可能店舗 令和6年4月号広報 折り込みチラシの裏面または下市町商工会ホームページをご覧ください。

※令和6年4月中に、住民票登録地に簡易書留で発送しておりますが、受け取りがお済みでない方は、下記までご連絡ください。

問 地域づくり推進課 IP 68-9070（直通）

のう
24

令和6年5月1日現在

人 口	4,509 人	(- 7)
男	2,120 人	(+ 1)
女	2,389 人	(- 8)
世帯数	2,273 世帯	(+ 3)
	() 内は前月比	
出生	1 人	死亡 6 人
転入	16 人	転出 18 人

広告